農業ひろさき

2021年10月1日（第188号）
（令和３年10月１日）

編集と発行 ： 弘前市農業委員会
弘前市大字上白銀町1-1　前川本館3階　電話0172-40-7104

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します！

令和４年３月31日の任期満了に伴い、新たに農業委員と農地利用最適化推進委員を募集しますので農業に関心のある方は次の内容により奮ってご応募ください。

	農　業　委　員	農地利用最適化推進委員
主な役割	農地の権利移動等の申請の許可、決定等の審査のための会議出席や、農地利用最適化推進委員と連携し、遊休農地解消の推進、農地集積を推進するための指針の作成。	農業委員等と連携し、農地の権利移動等申請地の現地確認、遊休農地の発生防止に向けたパトロールや所有者への働きかけ、農地集積等担当する区域内での推進活動。
対象者	農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌する事項等に関しその職務を適切に行うことができる20歳以上の者。	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当する区域内において推進活動ができる20歳以上の者。
応募資格	任期開始日において、次の①～③のいずれにも該当する者 ① 弘前市の職員でない者（特別職を除く） ② 次の(ア)(イ)に該当しない者 （ア）破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者 （イ）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ③ 令和４年４月１日現在で満20歳以上である者 ※農業委員、農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募することはできますが、両委員を兼務することはできません。	
募集人数	26人	53人
応募様式設置場所	応募様式は市ホームページ（ http://www.city.hirosaki.aomori.jp/ ）からダウンロードできます。 また、農政課、農業委員会事務局、岩木・相馬総合支所総務課、各出張所に備え付けてあります。	
応募方法	自薦または他薦（団体推薦または20歳以上の者３人以上の連名で推薦）。 応募様式に必要書類を添えて、郵送または直接下記に提出してください。	
応募締切	**令和３年10月29日（金）必着**	
任　期	令和４年４月１日から３年間	
問い合わせ・提出先	**農政課 農地支援係**　（市役所前川本館３階） 〒036－8551　弘前市大字上白銀町１－１ ☎４０－０６５６	**農業委員会事務局 総務係**　（市役所前川本館３階） 〒036－8551　弘前市大字上白銀町１－１ ☎４０－７１０４

※第５次男女共同参画基本計画（令和２年12月閣議決定）では、農業委員に占める女性割合を早期に２０％まで高めることが成果目標になっています。男性候補者と同様に女性候補者の推薦・自薦もお待ちしております。
※いずれの委員も弘前市農業委員会委員選考委員会又は農地利用最適化推進委員選考委員会による選考後、農業委員は市議会同意後に市長から任命され、農地利用最適化推進委員は農業委員会総会の議決後に農業委員会から委嘱されます。

農業者年金に加入しましょう！

～老後の備えは国民年金＋農業者年金で安心!!～

農業者年金には、①60歳未満、②国民年金第１号被保険者（免除者除く）、③年間60日以上農業に従事の要件を満たす方であれば、農地の権利名義を持っていなくても、どなたでも加入できます。また、39歳以下で認定農業者で青色申告者等の要件を満たす方は、政策支援加入で保険料の国庫補助が受けられます。

興味のある方は、お近くの農協または農業委員会までお問い合わせください。

≪農業者年金の６つのポイント≫

- 積立て方式で安心
- 加入・脱退も自由
- 保険料は全額社会保険料控除
- 保険料はいつでも変更できる
- 農業の担い手には保険料補助
- 終身年金で80歳までの死亡一時金あり

農業者のための公的な上乗せ年金です！



■問い合わせ先　農業委員会総務係（市役所前川本館３階）
☎４０－７１０４

農地有効活用支援事業《草刈りを実施し農地の有効利用へ》

市農業委員会（成田繁則会長）は、遊休農地の発生防止を目的に８月23日、雑草などの刈り払いにより、農地の保全管理を行う「農地有効活用支援事業」を実施しました。

作業には、農業委員や農地利用最適化推進委員、農地活用支援隊ら20人が参加しました。参加者は、刈払い機を持ち寄り、清水地区の約36㌃で作業に取り組み、適正な保全管理に向けて汗を流しました。

現在、実施農地は新たな担い手に売買する方向で調整中です。

このように、耕作できなくても、草刈りなどの管理をすれば、遊休農地化を防止でき、農地の流動化にも繋がることから、農業委員会では今後も農地所有者へ適切な管理を呼びかけていきます。





作業中の様子と
作業を終えた参加者

秋の農作業安全運動実施中

ロボット草刈り機実演会について

７月27日（火）、弘前市りんご公園において「ロボット草刈り機」の実演会が開催され、約30名の生産者や関係団体が参加しました。



実演会では、自動走行型ロボット草刈り機とラジコン草刈り機のメーカー３社から、機械の性能や使用上の注意点に関する説明が行われたほか、実際に自動走行型ロボット草刈り機を導入している市内のりんご生産者２名から導入効果等について説明が行われ、参加者は真剣に耳を傾けていました。

※弘前市りんご公園では、２社（和同産業株式会社、ハスクバーナ・ゼノア株式会社）の自動走行型ロボット草刈り機を導入しており、自由に見学することができます。





メーカー担当者による説明の様子

りんご樹の雪害対策、準備をお早めに

農道等除雪事業

りんご樹の枝折れ防止作業及び消雪作業の促進を図るため、除雪作業に係る経費の一部を補助する制度がありますのでご活用ください。

◆条件　主として農業用として利用されている道路

◆補助対象者

（１）共同施行者（当該事業を共同で行う、数人の者で構成）
（２）農業協同組合
（３）土地改良区

◆補助対象経費

（１）人件費、（２）機械借上料
（３）燃料費、（４）業務委託費



◆補助対象となる除雪回数（上限）

通常除雪…１農道当たり10回まで
拡幅除雪…１農道当たり　１回まで

◆補助金の額

今年度、市が算出した１㎞当たりの除雪単価を乗じて得た額または補助対象経費の実支出額の合計額のいずれか少ない額の２分の１以内の額

■問い合わせ先　農村整備課農村整備係（市役所前川本館３階）☎４０－２９５５

クマの被害にご注意を！

≪去年に比べ、クマの出没件数が増加しています。≫

作業中被害に遭わないために、次のことに注意しましょう。

○クマが出没するおそれのある山ぎわ付近での作業時や、クマの活動時間と重なる早朝や夕方は特に注意する。
○笛を吹いたり、鈴、ラジオなど音が出るものを身につけて、存在を知らせる。
○廃棄したりんご・野菜を放置しておくとクマを引き寄せる原因となるので、適切に処分する。

【クマに遭遇したら】



○クマは逃げるものを追う習性があるため、後ずさりしながら静かに立ち去る。
○大声を上げたり、攻撃したりしない。
○子グマの近くには親グマがいる場合が多いため、見つけても近寄らない。

【クマを目撃したら】

○平日日中は、下記問い合わせ先まで
夜間・休日は弘前市役所☎３５－１１１１（代表）までご連絡を。

■問い合わせ先　農村整備課鳥獣対策係（市役所前川本館３階）☎４０－４１５５

「ストップ農作業事故!!」

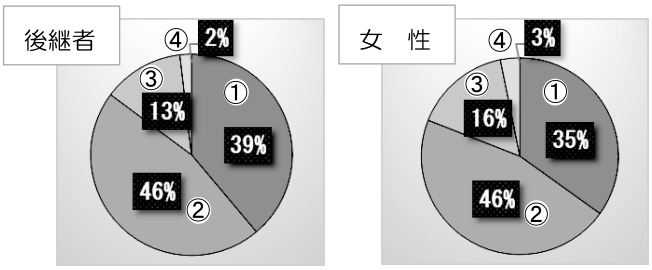
家族経営協定を締結してみませんか?

市農業委員会では、家族農業に携わる世帯員が意欲とやりがいを持って経営に参画するなど経営環境改善の取組として家族経営協定の締結を推奨しております。この度、家族経営協定を締結しているご家族を対象に締結後の運用状況をお伺いするためにアンケートを実施し、対象数139世帯に対して79世帯から回答をいただきました。

〇アンケート調査結果（一部抜粋）

締結後の変化について…

Q. 後継者または女性が働きやすい環境になったと感じますか。



① 感じる
② どちらかといえば感じる
③ どちらかというと感じない
④ 感じない

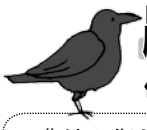
A. 後継者では約８５%、女性では約８１%が働きやすい環境になったと感じています。

※この他、「売り上げが増加した」、「家族での話し合いの機会が増えた」など、家族経営協定を締結したことをきっかけに、営農状況や生活環境が良くなったと回答した家族が多く見受けられました。

家族経営協定の締結を考えているご家族がいましたら、下記担当までお問い合わせください。

■問い合わせ先　農業委員会事務局総務係（市役所前川本館３階）　☎４０－７１０４

農作物の収穫徹底についてのお願い ～カラス被害を減少させるために～



農地や街なかにおいて、カラスによる被害が深刻となっております。

カラスは、自然界に食べ物が少なくなる冬季に多く餓死するといわれています。しかし、農作物の収穫残さ等を放置することで、カラスに対しての無自覚な餌付けとなり、カラスの個体数を減らすことができなくなります。

そこで、カラスの個体数や被害を減少させるため、畑に放置された規格外の農作物については土中に埋める、木に残っている果実等は可能な限り残さず摘果する、といった取組について、農業者の皆様のご協力をお願いします。

■問い合わせ先　環境課環境保全係（市役所前川新館２階）　☎３６－０６７７

「農業ひろさき」に掲載する広告募集

市農業委員会では、民間事業者の事業活動を推進するため、「農業ひろさき」に掲載する有料広告を募集しています。掲載できる広告は、広報紙の性格上、いくつかの条件がありますので、詳しくは市ホームページでご確認ください。

◆掲載位置　最終面の下方

◆１回の掲載料（いずれも白黒）

・第１号　縦45㍉×横84㍉以内	8,000円
・第２号　縦90㍉×横84㍉以内	16,000円
・第３号　縦42㍉×横180㍉以内	16,000円

◆申込期限　掲載を希望する号の50日前

◆検索方法（市ホームページ）
トップ＞有料広告募集案内＞農業ひろさき

■問い合わせ先　農業委員会総務係
（市役所前川本館３階）☎４０－７１０４

収入保険加入申請受付中

青森県農業共済組合ひろさき支所では、令和４年保険年度分の収入保険の新規加入申請を受付しています。

受付期間は12月末までです。

◆【加入時の必要書類など】

〇確定申告書Ｂ第一表
〇青色申告決算書（損益計算書・収入金額の内訳）
〇事業消費、各品目ごとに作付面積、収穫量、雑収入の内訳が分かるもの
〇畑作物直接支払交付金支払通知書（麦・大豆耕作者のみ）
※上記書類の直近４か年分（４年分の申告書類がない方は、ある年数分で結構です）

令和４年産から果樹共済特定危険方式、樹園地方式が廃止になります。果樹共済に加入されている方や青色申告の方はお見積りいたしますので、お気軽にお問い合わせください。

■問い合わせ先　青森県農業共済組合ひろさき支所 ☎２８－５７００

安心のネットワーク NOSAI

農地の売買・貸借や転用の申請締切は

毎月27日（休日等の場合は前日）です。

必要書類がそろわないと受理できない場合がありますので、申請は、お早めにお願いします。なお、申請内容は翌月の総会で審議されます。

■取扱窓口及び問い合わせ先
①農業委員会農地調整係・農地利用促進係（市役所前川本館3階）☎40－7104
②農業委員会岩木分室（岩木庁舎１階）☎８２－３１１１内線６１１
③農業委員会相馬分室（相馬庁舎１階）☎８４－２１１１内線８０５

農作業事故に注意しましょう！

いよいよ令和３年産りんごの収穫が本格化します。脚立作業やフォークリフト操作時の事故に気を付けましょう。なお、青森県では令和３年度秋の農作業安全運動を実施しています。

〇脚立を使用する場合は以下の点に注意しましょう！

・脚立は傾斜地を避け安定した場所に設置
・過剰な開脚・開脚部の固定忘れ
・脚立の天板に立たない
・雨天作業時の滑落・転落



〇フォークリフトの操作に注意しましょう！

・後退時の接触
・傾斜地やスピードの出しすぎによる転倒
・安全確認不足による作業員の巻き込み事故

※農作業事故防止・労働災害防止の観点から、最大積載量１ｔ以上のフォークリフトの操作には、「フォークリフト運転技能講習」の修了、同１ｔ未満の場合は「フォークリフト運転特別教育」を受講し適正な操作を身につけることをお勧めします。



農地流動化情報

農業委員会では、農地の有効利用と遊休農地解消対策として、「農地を貸したい、売りたい」または「借りたい、買いたい」などの情報を提供しています。

申出区分	整理番号	農地の所在	現況地目	利用状況	面積	希望価格	備考
売りたい	1153	撫牛子字橋本952 外１筆	田	休耕	2.30a	交渉次第	貸借も可
	1154	十面沢字大面 35－37	畑	休耕	55.34a	交渉次第	
	1155	向外瀬一丁目 12－14 外１筆	畑	野菜	3.99a	交渉次第	貸借も可
	1157	細越字竹原113－19	畑	野菜	11.72a	交渉次第	
	1158	撫牛子字橋本 537－62	畑	休耕	3.53a	交渉次第	貸借も可
	1160	愛宕字山下63－125	畑	休耕	11.72a	交渉次第	貸借も可
	1161	小沢字山崎370－1	畑	休耕	0.61a	交渉次第	貸借も可
	1163	前坂字赤井331	田	休耕	0.10a	交渉次第	貸借も可
	1164	大和沢字沢田254－1	畑	休耕	5.95a	交渉次第	貸借も可

このほかの情報もありますのでお問い合わせください。なお、市のホームページからも情報提供を行っています。

トップページ ＞ 農業・商工業・観光 ＞ 農業情報 ＞ 農地に関すること ＞ 農地流動化情報

■取扱窓口及び問い合わせ先

①農業委員会農地利用促進係（市役所前川本館３階）☎40－7104
②農業委員会岩木分室（岩木庁舎１階）☎82－3111内線611
③農業委員会相馬分室（相馬庁舎１階）☎84－2111内線805

農業用軽油引取税免税証の交付申請について

中南地域県民局県税部では、令和４年に使用する農業用軽油引取税免税証の交付申請を、次のとおり受付します。

申請書等の用紙は、中南地域県民局県税部及び農協各支店に用意してあります。申請が遅れると免税証の交付も遅れることになりますので、受付期間を必ず守り、必要書類を添えて申請してください。

◆受付期間　令和３年11月15日(月)～12月17日(金)
◆受付場所　中南地域県民局　県税部
弘前合同庁舎（弘前市蔵主町４）本館２階

◆必要書類等

	書類＼申請者	個人・共同			組合・法人		
		新規	継続	更新	新規	継続	更新
1	簡易書留封筒（404円分の切手貼付のもの）※1	○	○	○	○	○	○
2	免税軽油使用者証（共同）交付申請書 ※2	○		○	○		○
3	免税証交付申請書	○	○	○	○	○	○
4	免税軽油所要数量計算書	○	○	○	○	○	○
5	農業委員会発行の耕作証明書	○	○	○	○	○	○
6	免税軽油使用計画書（様式任意） ※3	△	△	△	○	○	○
7	免税軽油使用実績書・受払書（様式任意） ※3		△	△		○	○
8	組合（法人）の定款・規約・商業登記簿謄本等				○		
9	組合員名簿				○	○	○
10	使用機械譲渡証明書（販売証明書） ※4	○		△	○		△
11	400円分の県証紙貼付の県税関係証明等原簿	○		○	○		○
12	誓約書	○		○	○		○
13	免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例申請書 ※5	△	△	△	△	△	△
14	前回交付の免税軽油使用者証 ※6		○	○		○	○
15	免税軽油の引取り等に係る報告書		○	○		○	○

〇…提出が必須　△…※3～5をご覧になり、該当する方は提出が必要

※1　免税証の交付枚数が多い方は、切手代が404円を超える場合がありますので不足のないようにしてください。
（目安として、15枚を超える方は414円分、60枚を超える方は460円分、140枚を超える方は530円分の切手が必要です。）

※2　親子間で使用者証の名義が変わる場合には、関係を証明する書類（戸籍抄本等）が別途必要になります。

※3　個人・共同の申請者で、使用計画のある場合は、提出してください。

※4　使用機械に変更のある方については、更新の申請となり、新しい機械の譲渡証明書が必要です。

※5　特例（報告書を6か月分まとめて提出することができます。）申請を希望する場合は、提出してください。

※6　有効期間が平成と表示されている使用者証については、令和に読みかえることとし、更新の手続きは不要です。

不正軽油は犯罪です！

不正軽油とは、脱税を目的として、軽油に重油や灯油を混ぜ、軽油と偽って販売されているものです。不正軽油の製造、販売はもちろん、使用した人も10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が課されるなど、重い罰則が適用されます。

－ 不正軽油の撲滅にご協力をお願いいたします －

■問い合わせ先　中南地域県民局県税部
☎32－1131（内線228・378）